

測定項目及び測定方法（公共用水域）

区分	項目	水 質		底 質
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
一般項目	気温	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の7に定める方法	同左	同左
	水温	規格K0102 の7に定める方法	同左	
	泥温			規格K0102 の7に定める水温の方法に準ずる方法
	外観	規格K0102 の8に定める方法	同左	
	水色		ハーモニックカラーチャートによる方法	
	臭気	規格K0102 の10.1に定める方法	同左	同左
	透視度	規格K0102 の9に定める方法		
	透明度		海洋観測指針による方法	
生活環境項目	pH	規格K0102 の12.1に定める方法	同左	環境省水・大気環境局「底質調査方法」（以下「底質調査方法」という。）4.4に掲げる方法
	DO	規格K0102 の32に定める方法	同左	
	BOD	規格K0102 の21に定める方法		
	COD	規格K0102 の17に定める方法	同左	底質調査方法 4.7に掲げる方法
	SS	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表（以下「付表」という。）9に掲げる方法		
	大腸菌群数	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表2に掲げる方法		
	n-ヘキササン抽出物質	付表13に掲げる方法	同左	
	全窒素	規格K0102 の45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格K0102 の45.4に定める方法	底質調査方法 4.8.1に掲げる方法若しくは 4.10備考1に定める方法
	全燐	規格K0102 の46.3に定める方法	同左	底質調査方法 4.9.1に掲げる方法
	全亜鉛	規格K0102 の53に定める方法（準備操作は規格K0102 の53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格K0102 の53で使用する水については付表10の1(1)による。）	同左	底質調査方法 5.4に掲げる方法
ノニルフェノール	付表11に掲げる方法	同左		
健康項目	カドミウム	規格K0102 の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）	同左	底質調査方法 5.1に掲げる方法
	全シアン	規格K0102 の38.1.2及び38.2又は規格K0102 の38.1.2及び38.3に定める方法	同左	底質調査方法 4.11に掲げる方法
	鉛	規格K0102 の54に定める方法	同左	底質調査方法 5.2に掲げる方法
	六価クロム	規格K0102 の65.2に定める方法	同左	
	砒素	規格K0102 の61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左	底質調査方法 5.9に掲げる方法
	総水銀	付表1に掲げる方法	同左	底質調査方法 5.14.1に掲げる方法
	アルキル水銀	付表2に掲げる方法		底質調査方法 5.14.2に掲げる方法
	PCB	付表3に掲げる方法	同左	底質調査方法 6.4に掲げる方法
	ジクロロメタン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	
	四塩化炭素	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
1,2-ジクロロエタン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左		
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左		

区分	項目	水 質		底 質
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
健 康 項 目	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	トリクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	テトラクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左	
	チウラム	付表4に掲げる方法	同左	
	シマジン（CAT）	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	
	チオベンカルブ	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	
	ベンゼン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	
	セレン	規格K0102 の67.2、67.3又は67.4に定める方法	同左	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.2.1、43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.1に定める方法		
	ふっ素	規格K0102 の34.1に定める方法又34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法		
	ほう素	規格K0102 の47.1、47.3又は47.4に定める方法		
1,4-ジオキサン	付表7に掲げる方法	同左		
特 殊 項 目	フェノール類	規格K0102 の28.1に定める方法	同左	同左
	銅	規格K0102 の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	同左	底質調査方法 5.3に掲げる方法
	鉄（溶解性）	規格K0102 の57.2、57.3又は57.4に定める方法	同左	
	マンガン（溶解性）	規格K0102 の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	同左	
	クロム	規格K0102 の65.1に定める方法		底質調査方法 5.12.2に掲げる方法
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	規格K0102 の42に定める方法		
	亜硝酸性窒素	規格K0102 の43.1に定める方法		
	硝酸性窒素	規格K0102 の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法		
	有機性窒素	規格K0102 の44に定める方法		
	懸濁態窒素		Dumas法、日本化学会編「実験化学講座」1に掲げる方法	
	オルトリン酸態磷	規格K0102 の46.1に定める方法		
	電気伝導率	規格K0102 の13に定める方法		
	塩化物イオン	規格K0102 の35.1に定める方法又は上水試験方法に定める方法		
	塩分		海洋観測指針による方法	

区分	項目	水 質		底 質
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
そ の 他 の 項 目	陰イオン界面活性剤	規格K0102 の30.1に定める方法	同左	
	クロロフィルa	上水試験方法に定める方法	海洋観測指針による方法 (抽出蛍光法)	
	フェオ色素	上水試験方法に定める方法(ローレンツェン法)	海洋観測指針による方法 (抽出蛍光法)	
	トリハロメタン生成能	平成7年6月環境庁告示30号別表に掲げる方法 (特定水道利水障害防止のための水道水源の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく 特定排水基準に係る検定方法)		
	強熱減量			底質調査方法 4.2に掲げる方法
	全硫化物			底質調査方法 4.6に掲げる方法
	ヨウ素消費量			下水試験法(昭和37年下水の水質の検定方法に関する省令(平成17年改正))に定める方法
	酸化還元電位			底質調査方法 4.5に掲げる方法
	含水率			底質調査方法 4.1に掲げる方法
粒度分布			2mm、63μmメッシュのふるいによる方法	

## 測定項目及び測定方法

(単位:mg/L)

測定項目		測定方法	指針値	報告下限値
要 監 視 項 目	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知環水企発第031105001号付表2に掲げる方法	* 1	0.003
	クロロホルム	日本工業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06	0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06	0.006
	p-ジクロロベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.2	0.02
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」という。)1の第1又は第2に掲げる方法	0.008	0.0008
	ダイアジノン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005	0.0005
	フェニトロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.04	0.004
	オキシ銅	通知付表2に掲げる方法	0.04	0.004
	クロロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.05	0.005
	プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008	0.0008
	E P N	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.006	0.0006
	ジクロルボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008	0.0008
	フェノブカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.03	0.003
	イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008	0.0008
	クロルニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	-	0.0001
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.6	0.06
	キシレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.4	0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06	0.006
	ニッケル	規格K0102の59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	-	0.001
	モリブデン	規格K0102の68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	0.07	0.007
	アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号付表(以下「十六通知付表」という。)5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.02	0.002
	エビクロロヒドリン	十六通知付表2に掲げる方法	0.0004	0.00004
	全マンガン	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.2	0.02
	ウラン	十六通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.002	0.0002
評 価 指 針 農 薬	フルトラニル	平成6年4月15日付け環境庁通知第86号に定める方法	0.2	0.02
	ベンシクロン		0.04	0.004
	ベンスリド		0.1	0.01
	ペンディメタリン		0.1	0.01
	メフェナセット		0.009	0.0009
	モリネート		0.005	0.0005
	プレチラクロール		0.04	0.004

\* 1 ホルムアルデヒドの指針値は、淡水域(河川及び湖沼)においては1mg/L、海域においては生物A類型で0.3mg/L、生物特A類型で0.03mg/Lとなっている。